

「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組（第5回調査 2024年10月1日時点）概要

【調査結果】

・「生理の貧困」に係る取組を実施している（実施した・実施を検討している）ことを今回把握した地方公共団体の数は**926団体**（予算措置や防災備蓄、寄付等により準備した独自の取組を行っている地方公共団体が811団体、地域女性活躍推進交付金等の交付金を活用した取組を行っている地方公共団体が164団体、独自の取組と交付金の活用による取組の両方を行っている地方公共団体が49団体。）。

※前回の第4回調査（2023年7月18日時点）で把握した地方公共団体の数は950団体（予算措置や防災備蓄、寄付等により準備した独自の取組を行っている地方公共団体が779団体、地域女性活躍推進交付金等の交付金を活用した取組を行っている地方公共団体が221団体、独自の取組と交付金の活用による取組の両方を行っている地方公共団体が50団体。）。

※なお、本調査においては、以下2点を調査対象としている。①地方公共団体による独自の取組に加え、交付金を活用した取組状況についても照会の上、回答を掲載。②都道府県が独自の取組や交付金を活用し生理用品を調達の上、所管市区町村に配布し、その市区町村が設置・配布している取組について、都道府県、市区町村の両方の取組として掲載。

・地方公共団体による独自の取組においては、調達方法として**予算措置**が最も多く、次いで**防災備蓄**が多い。また、**交付金を活用した取組**においては、**地域女性活躍推進交付金**を活用した取組が多い。

【調査方法】

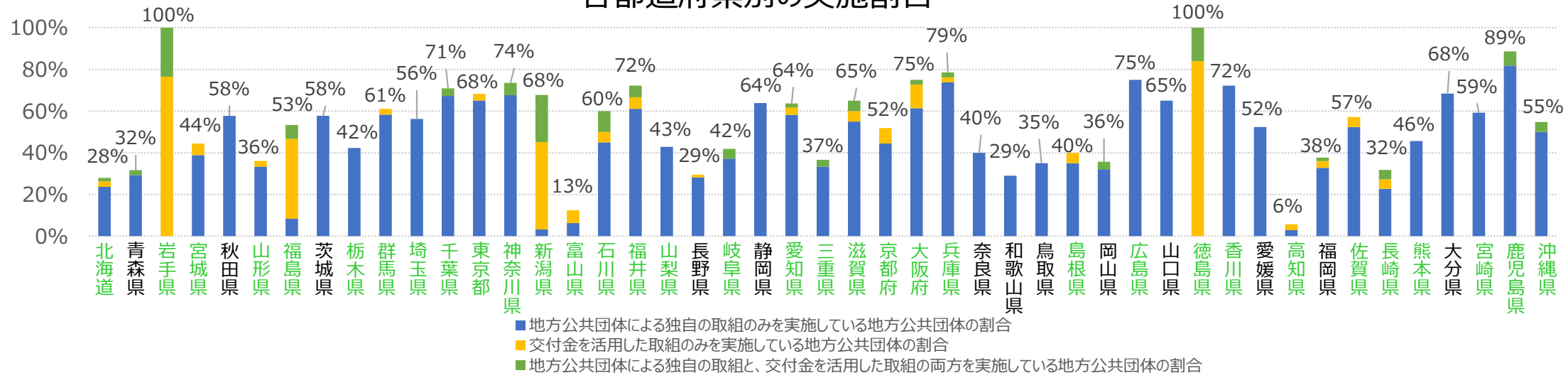
各都道府県に対し、2024年10月1日現在の「生理の貧困」に関する都道府県及び管内市区町村の取組及び交付金を活用した取組状況について照会し、把握している情報を回答いただき掲載。

※1 「実施予定」等と回答した場合や令和6年度に既に配布等の取組を終了している場合も含む。

※2 各地方公共団体の最新の情報がすべて把握されているものではない。

※3 市区町村の取組に加え、都道府県が実施主体となる取組を含む。（例：県所管施設や県立学校等における配布、県が調達した生理用品を管内市町村に配分し配布等）

各都道府県別の実施割合



※各都道府県の実施割合は、各都道府県内で「生理の貧困」に係る取組を実施している地方公共団体数を、管内市区町村数+1（都道府県）で除して算出。なお、2024年10月1日時点において市区町村と都道府県を足した地方公共団体数は1,794である。

※実施主体に都道府県を含む場合は、軸ラベルの都道府県名を緑色に着色している。

令和7年2月14日

広報・周知に関する工夫

厚生労働省が令和4年2月に実施した「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」の結果によると、生理用品の購入・入手に苦労したことがある人（244人）のうち約半数（49.6%）が居住地域で生理用品の無償提供が行われているかどうか「分からない」と回答し、生理用品の提供の取組を認知している人の割合が低いことがわかった。さらに、市区町村における取組を認知している人のうち利用したことがない人（129人）にその理由を尋ねたところ、「申し出るのが恥ずかしかったから（8.5%）」、「人の目が気になるから（7.8%）」、「対面での受け取りが必要だったから（6.2%）」などが挙げられた。これを踏まえ、こうした課題に係る地方公共団体の取組を調査したところ、以下のような回答があった。

広報・周知に関する工夫

1. 広報誌、メールマガジン、YouTube、ホームページ、アプリ等に加え、Facebook、LINE、X、Instagram等のSNSも活用し広く周知している。
2. 学校や役場等にてポスターやデジタルサイネージの掲示、パンフレットやカードの設置をしている。
3. 住民の利用頻度が高い図書館や公民館のある複合施設、公共施設のトイレで取組を実施し、事業を周知している。
4. 「学校だより」や「保健だより」により保護者及び児童生徒へ周知を行っているほか、授業参観日等でも保護者へ周知を行っている。また、宿泊行事前や保健の授業の際に養護教諭から指導を行っている。
5. 各学校の半期ごとの配布数を集計し、配布数の多い学校に独自の取組や周知の方法を調査し、情報共有している。
6. 国や県の週間事業、パープルリボン運動や国際女性デー等、各イベント等の開催に併せて、「生理の貧困」に関する取組を周知するチラシ等を作成し、配布している。
7. 女子トイレ内の生理用品配置場所に、「お気軽にご利用ください。応援しています。」や、「誰でもどうぞ。」というメッセージを添えて案内をしている。

奈良県 香芝市

ホームページに生理用品等を設置している学校のトイレの写真を掲載している。



利用者への配慮に関する工夫

利用者への配慮に関する工夫

1. 窓口にて、意思表示カードやスマートフォンの画面を提示することで声を出さずに、かつ本人確認不要で受け取れる。
2. 紙袋で個包装されたものを、女性職員が窓口で渡している。
3. 本人から直接申し出がなくても提供できるようにしている。
配布対象者の住所・氏名・生年月日の記入があれば代理申請も可能としている。
4. トイレの各個室へ設置し、「困ったときには誰でも使える」旨を記載した案内を掲示している。
トイレの個室に設置することにより、周りの目を気にすることなく利用できる。
5. トイレの個室に配布用ディスペンサーを設置しているため、人目につかず生理用ナプキンを受け取ることができ、利用者の心理的負担を軽減している。
6. 小・中学校の女子トイレ個室に、メッセージカードを掲示している。当該メッセージカードには、「保健室で心身や家庭のことなどの悩み相談ができる」ことも記載している。



埼玉県 藤枝市

女性・多目的トイレ内に
生理用ナプキンを設置している。



兵庫県 明石市

全市立学校の女子トイレ内に
生理用品を配備している。

意思表示カード（一例）



秋田県 男鹿市



鹿児島県 霧島市



山梨県 韮崎市

今年度から開始した取組の創意工夫や昨年度からの改善例 今年度から取組を開始した理由

今年度から開始した取組の創意工夫や昨年度からの改善例

1. 昼用の生理用ナプキンに加え、ニーズに応じて、夜用ナプキンやスポーツ用ナプキン、タンポン（個包装）、使い捨てパンツ等の提供を開始した。
2. 各学校に予算を配当し、生理用ナプキンの購入だけでなく、各学校の実態に応じ、生理用品に係るものを購入可能とした。
3. 急遽、生理用品が必要になった方への配布について、夜間や休日も受け取れるよう、配布場所を追加した。
4. 配布場所に国際交流協会の窓口を追加した際に、協会がある施設内の案内に英語表記を追加した。
5. 実態を把握するため、児童生徒にアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、トイレの個室に生理用品を配置した。
6. 窓口での対面による受取に抵抗のある市民のため、生理用品ディスペンサーを公共施設に設置予定。
（まとまった数が必要な方には、従来の配付窓口を案内）
7. 昨年度まで、市役所庁内での防災備蓄や民間企業から提供いただいたものを活用していたが、今年度からトイレットペーパーと同様に施設管理課にて予算措置した。

今年度から取組を開始した理由

1. 取組を実施している地方公共団体が増えたため。
2. 市民からの要望を受けたため。
3. 困難な問題を抱えていることに気づいていない、どこに相談したらよいか分からない等の理由で支援につながない女性の早期発見のため、相談窓口周知カードと生活必需品である生理用品を併せて配布することとした。
4. 相談窓口に来るきっかけづくりの一つとして取り組みを開始した。
5. 利用者把握のため試験的に取り組みを開始した。
6. 生理による女性のストレスや不安の軽減を図るため。

取組から女性や女児の支援へ繋がった事例

取組から女性や女児の支援へ繋がった事例

1. **学校での個別支援:** 養護教諭が母親のいない家庭の児童生徒や支援が必要な児童生徒に個別に声掛けを行い、支援に繋がった。父子家庭の生徒が生理用品等の相談を学校でできるようになった。
2. **保健室を通じた相談:** 学校の保健室を窓口にすることで、生理用品の提供をきっかけに家庭環境についての悩みの相談に繋がった。
3. **女性特有の健康課題についての相談:** 生理不順の相談やH P Vワクチンの相談に繋がった。
4. **コミュニケーションの場の提供:** 生理用品を届けるという直接的な支援だけでなく、配布をする場が当事者同士のコミュニケーションの場となったり、現在支援を必要としない方にとっても「生理の貧困」という問題を知り、考えるきっかけとなった。
5. **フードバンクとの連携:** 生活困窮相談事例において、フードバンク事業と連動して対応した事例があった。
6. **生活困窮自立相談支援:** 生理用品を受け取れる意思表示カードを公共施設のトイレに置くことで、生活困窮自立相談支援に繋がった事例があった。
7. **生活保護制度の申請:** 生理用品と同封された相談窓口の情報を通じて、生活困窮世帯が生活保護制度の申請に繋がった。
8. **就労準備支援事業への参加:** 窓口で生理用品を受け取りに来た女性から受けた相談から、ひきこもり状態で生活用品の購入ができなくなったことがわかり、医療機関への受診を勧め、就労準備支援事業への参加に繋がった。